

# 湖西市定住自立圏共生ビジョン懇談会設置要綱

## (設置)

第1条 定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付総行応第39号総務事務次官通知。以下「推進要綱」という。）に規定する定住自立圏共生ビジョン（以下「ビジョン」という。）を策定し、又は変更するに当たり、ビジョンの内容について民間、地域の関係者等の意見を幅広く反映するため、湖西市定住自立圏共生ビジョン懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 湖西市定住自立圏共生ビジョンの策定または変更に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、懇談会の目的を達成するために必要な事項

## (組織)

第3条 懇談会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が選定する。

- (1) 学識経験者
- (2) 湖西市定住自立圏形成方針に掲げる具体的事項に関連する分野の関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、公募委員及び市長が適当と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 懇談会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 懇談会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。

## (懇談会の公開)

第7条 懇談会の会議は、原則公開とする。ただし、委員長が委員に諮って非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、委員長が市長と協議の上、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に選定される湖西市定住自立圏共生ビジョン懇談会の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、選定した日から平成27年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行後、最初に開かれる会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。